

令和3年度第12回五島市農業委員会総会会議事録

開会日時	令和4年3月25日 午後2時00分							
閉会日時	令和4年3月25日 午後4時00分							
場 所	五島市役所新本館 3階会議室(3-A,B,C)							
農 業 委 員 会 出 席 委 員 (18名)	1	南 忠明	2	出口 幸博	3	山崎 早苗	4	平田 光昭
	5	荒木 富男	6	今里 誠一				
			10	古里 善秀	11	寺脇 八夫	12	長尾 五男
	13	上村 孝幸	14	角田 隆章	15	尾崎 初雄	16	本村 元
	17	寺坂 誠一			19	山田 勝久		
欠 席 委 員 (1名)	7	中村 耕二	8	山本 実雄	9	小林 善孝	18	林 賢市
推 進 委 員 会 出 席 委 員 ( 名)								
欠 席 委 員 ( 名)								
署 名 委 員								
事 務 局	事務局長:田脇栄二 次長兼農地係長:津渡俊和 主査:阿野舞子 事務職員:浜上研人 嘱託員 :井川勝博							
	分室 富江:設楽係長 三井楽:野口係長 奈留:荒木係長 岐宿:山田主査 玉之浦:谷合係長							

議 題	件 名	結 果
議案第 90 号	農地利用状況調査に係る非農地の判断について	可 決
議案第 91 号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	可 決
議案第 92 号	農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見について	可 決
議案第 93 号	五島農業振興地域整備計画変更(農用地区域の編入・除外)に係る意見について	可 決
議案第 94 号	農用地利用集積計画の取消について	可 決
議案第 95 号	農用地利用集積計画の決定について	可 決
議案第 96 号	農用地利用集積計画(農地中間管理事業)の決定について	可 決
議案第 97 号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について	可 決
議案第 98 号	令和4年度農業委員会年間活動計画について	可 決
議案第 99 号	令和4年度標準農作業受委託料金の改定(案)について	可 決
議案第 100 号	農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供の取消について	可 決
議案第 101 号	農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供について	可 決
議案第 102 号	五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について	可 決

上  
程  
案  
件  
及  
び  
処  
理  
結  
果

＝午後 2 時 00 分 開会＝

#### □事務局長

それでは、令和3年度第 12 回五島市農業委員会総会の開催にあたりまして、総会出席者数等のご報告をさせていただきます。

本日は、7番中村耕二委員、8番山本実雄委員、9番小林善孝委員、18林賢市委員より欠席の旨通知があっており、総会の出席委員は、19名中15名となります。

よって、五島市農業委員会総会会議規則第9条に規定しております、出席者数を満たしていることをご報告申し上げます。

それでは、これからの総会の進行を山田会長にお願い致します。

#### ○議長

皆さんこんにちは。

出席委員は定足数に達しました。これより、令和3年度第12回五島市農業委員会総会を開会いたします。

#### ○議長

はじめに、議案第90号「農地利用状況調査に係る非農地の判断について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

議案第90号農地利用状況調査に係る非農地の判断についてご説明いたします。1ページをご覧ください。

農業委員会は、毎年1回農地法第30条に基づく農地利用状況調査を実施し、遊休農地の所有者等に対し、農地法第32条に定める意向調査を実施することとなっております。手続きの流れとしましては、利用状況調査の結果をもとに、その土地が『農地法の運用について 第4(3)』に示される農地に該当するか否かの判断基準に基づき、五島市では地区協議会において判断を行っております。その後、農業委員会総会での議決を経て所有者等及び関係機関への通知を行うこととなります。それでは議案について説明します。2ページから3ページをご覧ください。

今月行われました各地区協議会において対象地の現況確認と農地・非農地の判断を行っていただいた結果を掲載しております。

今回非農地と判断されたのは、田1筆、畑16筆で、面積は39,035㎡となっております。

4月からの累計は、田80筆、畑780筆、樹園地7筆で合計面積は484,201㎡となっております。以上です。

#### ○議長

質疑を行います。

—質疑応答—

質疑はございませんか。質疑がある方は、挙手願います。

#### ○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第90号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

#### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第90号は、すべて原案のとおり可決されました。

**○議長**

次に、議案第91号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

**□事務局**

4ページをご覧ください。

議案説明の前に農地法第3条の規定による許可申請に関する参照条文を要約してご説明いたします。

耕作目的で、農地を売買又は貸借する場合には、一定の要件を満たし、農業委員会の許可を受ける必要があります。

権利移動に係る許可要件ですが、第2項の全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件などにより判断いたします。

6ページをご覧ください。

議案第91号

1番 権利:所有権移転 無償 贈与

所在:三井楽町 畑2筆、樹園地1筆 3筆合計 9,308 m<sup>2</sup>

譲渡理由:高齢で体力がなくなってきたので、当該農地を息子に譲り渡す。

譲受理由:母より譲り受けて、経営規模を拡大する。

3月17日に三井楽地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

**○議長**

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

**○議長**

質疑はございませんか。

—挙手なし—

**○議長**

挙手がないようですので、採決いたします。議案第91号の1番を許可することにご賛成の方は挙手願います。

—賛成委員は挙手—

**○議長**

出席委員の過半数に達しています。よって議案第91号の1番は許可されました。

**○議長**

つづきまして、議案第91号の2番を審議します。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

2番 権利:所有権移転 有償 売買

所在：岐宿町松山、田1筆 1,475 m<sup>2</sup>  
譲渡理由：相手方の要望による。  
譲受理由：経営規模拡大のため。

3月16日に山内地区協議会において、現地調査などを行っております。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可すべきとの意見でありました。以上です。

○議長

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。  
—質疑応答—

○議長

質疑はございませんか。  
—挙手なし—

○議長

挙手がないようですので、採決いたします。議案第91号の2番を許可することにご賛成の方は挙手願います。  
—賛成委員は挙手—

○議長

出席委員の過半数に達しています。よって議案第91号の2番は許可されました。

○議長

次に、議案第92号、「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見について」を議題いたします。  
事務局の説明を求めます。

□事務局

はい、議長。議案説明の前に第5条の規定による許可申請に関する参照条文を要約して説明します。7から8ページをごらんください。

農地の転用は農地以外にするため、又は、採草放牧地以外のものにするために権利を設定し又は移転する場合には、都道府県知事の許可を受けなければならない。

許可基準は、立地基準と一般基準のこの2つの基準を満たす場合に限り許可することができる。

立地基準は、農用地区域内の農地と甲種農地及び第1種農地については、原則として転用を許可することはできないが、農業用施設等に供する場合は許可することができる。

市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地については、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することができるものと認められる場合以外は許可できとなっております。

また、市街地化の傾向が著しい区域内にある第3種農地は原則として許可できる。

一般基準は、申請目的実現の確実性、周辺農地の営農条件への支障、一時転用、土地改良事業受益地からの除外である場合の取扱い、農用地区域からの除外について、です。

○議長

それでは、議案第92号の1番を審議します。

なお、議案第92号の1番については、1番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。

－1番退席－

**○議長**

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

それでは、9ページの議案第92号の1番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあります。

申請地は、現状のまま利用し、境界周囲は擁壁を設置するので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われまます。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。以上です。

**○議長**

次に、本案に対する福江地区協議会の報告を求めます。

**□福江地区協議会会長代理**

(登壇)

福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第92号の1番について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

**○議長**

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

－質疑応答－

**○議長**

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第92号の1番に対する福江地区協議会の報告は、許可相当であります。

報告のとおり、許可相当とすることに賛成の方は挙手願います。

**○議長**

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第92号の1番は、許可相当と決しました。

1番 〇〇〇〇委員の除斥を解き、出席を求めます。

－1番出席－

## ○議長

つづきまして、議案第92号の2番以降を審議します。  
事務局の説明を求めます。

## □事務局

それでは、10ページの議案第92号の2番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる区域内にある第2種農地であります。

申請地は、現状のまま利用することで土砂等の流失や崩壊の恐れはなく、露天の駐車場として使用しますので周辺農地への日照及び通風に影響はないと思われ営農に支障はないとおもわれます。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。

次に、11ページの議案第92号の3番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです

おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の区域内にある第1種農地となっておりますが、集落に接続して設置されるものについては、例外的に許可をすることができとなっております。申請地は、切土を約0.5mの土地造成工事を行います。隣接地境界には、擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われ。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております。

次に、12ページの議案第92号の4番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、おおむね10ヘクタール未満の規模の区域内にある農地で、市街地化が見込まれる第2種農地であります。

申請地は、盛土を約0.5m切土を約0.3mの土地造成を行います。隣接地境界には、擁壁を設置しますので土砂等の流失や崩壊の恐れは無いと思われ。また、建物の高さを加減することにより日照、通風等に影響はなく、近隣の営農に支障は及びません。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水については合併浄化槽で処理し道路側溝に排水する計画となっております

次に、13ページの議案第92号の5番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域内の第1種低層住居専用地域に用途設定された第3種農地であります。

申請地は、原状のまま利用しますが、土地の整地工事を行います。隣接農地との境界にコンクリート擁壁を設置する計画となっております。土砂等の流失や崩壊は無く、建物を平屋建てとすることにより、日照・通風・耕作等に被害の恐れは無いと思われ。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水につきましては、合併浄化槽で処理し、道路側溝に放流する計画となっております。

次に、14ページの議案第92号の6番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資

の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われれます。また、ソーラーパネル 236 枚の発電能力 49.5kwの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。

次に、15 ページの議案第 92 号の 7 番をご説明いたします。

権利、所在、譲渡人、譲受人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

申請地は、現状のまま利用し、土砂等の流失や崩壊の恐れはないと思われれます。また、ソーラーパネル 268 枚の発電能力 49.5kwの太陽光発電所を 1 基設置して九州電力へ売電する計画となっております。また、太陽光発電設備に必要な資材、機材置場として使用する計画です。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水・生活雑排水の発生は、ございません。

最後に、16 ページの議案第 92 号の 8 番をご説明いたします。

申請地は、平成 7 年 5 月に当該申請地を取得し(有)野口組の土場として使用し現在も同様に使用しております。本案は、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20 年以上引き続き非農地である土地であります。原状回復は困難で、また、当該違反案件が周辺農地の営農に支障を与えることはなく「簡易手続き相当の違反案件の基準」に該当するため、追認許可相当と判断されます。

権利、所在、申請人、転用目的、申請事由につきましては、議案書のとおりです。

申請地は、農業振興地域内の農用地区域外で都市計画区域外にあり、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地であります。

転用完了時から現在に至るまで土砂等流失や崩壊は無く、また、近傍農地への日照・通風・耕作等にも影響は無く、今後も被害の発生は無いと思われれます。雨水排水は、敷地内で自然流下とし、汚水処理・生活雑排水についての発生はありません。以上です。

## ○議長

次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

はじめに、議案第92号の2番及び3番に対する大津・奈留地区協議会の報告を求めます。

この案件については、山本委員と中村委員が欠席のため、私の方から代読させていただきます。

大津・奈留地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第92号の2番及び3番について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第92号の2番及び3番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で大津・奈留地区協議会の報告を終わります。

## ○議長

大津・奈留地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

## ○議長

挙手がないようですので、つづきまして、議案第92号の4番及び5番に対する福江地区協議会の報告を求めます。

**□福江地区協議会会長**

(登壇)

それでは、福江地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第92号の4番及び5番について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第92号の4番及び5番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

**○議長**

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

**○議長**

挙手がないようですので、つづきまして、議案第92号の6番及び7番に対する三井楽地区協議会の報告を求めます。

**□三井楽地区協議会会長**

(登壇)

三井楽地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第92号の6番及び7番について、当協議会は去る3月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

議案第92号の6番及び7番について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で三井楽地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

**○議長**

三井楽地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

**○議長**

挙手がないようですので、つづきまして、議案第92号の8番に対する岐宿地区協議会の報告を求めます。

**□岐宿地区協議会会長**

(登壇)

岐宿地区協議会の予備審議結果を報告いたします。

ただいま議題となりました、議案第92号の8番について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

本案について申請地は、農地法第5条の農地転用許可基準により、許可相当とすべきものと決しました。

以上で岐宿地区協議会の報告を終ります。(降壇)  
(降壇)

○議長

岐宿地区協議会の報告に対し質疑を行います。  
質疑がある方は、挙手願います。  
—質疑応答—

○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決は一括して行います。  
議案第92号の2番から8番に対する各地区協議会の報告は、許可相当であります。  
報告のとおり、許可相当とすることにご異議ございませんか。  
—「異議なし」の発言あり—

○議長

出席委員の過半数に達しています。  
よって、議案第92号の2番外6件は、許可相当と決しました。

○議長

次に、議案第93号 五島農業振興地域整備計画変更に係る意見について、を議題といたします。  
まずは、編入について審議します。  
なお、議案第93号の編入については、10番〇〇〇〇委員より農業委員会等に関する法律第31条の規定に該当するため、退席したい旨の申し出がっておりますので、これを許します。  
—10番退席—  
事務局の説明を求めます。

□次長

それでは17ページをお開きください。  
五島農業振興地域整備計画変更、農用地区域の編入・除外に関する関係条文を要約してご説明いたします。  
農業振興地域の整備に関する法律施行規則の中で、市町村が行う農業振興地域整備計画を策定または変更しようとするときは、農業委員会の意見を聴くものとする、となっております。  
18ページをお開きください。  
議案第93号  
編入について説明いたします。  
今回申請があったのは1件のみで、申出人、所有者、利用者、土地の所在、登記地目、現況地目、面積は、議案書記載のとおりで、合計98筆73,324㎡となっております。  
編入の理由としては、「基盤整備事業により区画整理が終わり、現在は畑として利用しているが、現況に鑑み地目を整理する。」となっております、編入後の事業計画は、「基盤整備事業により整地された農地を集積し農作業の効率化を図る。」とのことです。  
位置図を登記地目が農地以外のものについては23ページに、農地については24ページにまとめて掲載しております。

以上です。

**○議長**

次に、議案に対する各地区協議会の報告を求めます。

質疑はそれぞれ、各地区協議会会長報告のあとに行います。

はじめに、議案第93号の1番1から1番32に対する崎山地区協議会会長の報告を求めます。  
この案件については、小林委員が欠席ですので、私の方から説明させていただきます。

崎山地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第93号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての1番1から1番32について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果を報告いたします。

農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。

以上で崎山地区協議会の報告を終わります。

**○議長**

崎山地区協議会会長の報告に対し質疑を行います。

—質疑応答—

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

**○議長**

挙手がないようですので、つづきまして、議案第93号の1番33から1番98に対する本山・大浜地区協議会の報告を求めます。

**□本山・大浜地区協議会会長**

(登壇)

本山・大浜地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第93号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての1番33から1番98について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用地区域の編入のための当該計画変更は、「適当である。」との意見にすべきものと決しました。

以上で本山・大浜地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

**○議長**

本山・大浜協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

**○議長**

質疑を終わります、採決は一括して行います。

議案第93号の1番1から1番98に対する各地区協議会会長報告は、編入のための計画変更については、「適当である。」との意見であります。

報告のとおり、編入のための計画変更については「適当である。」とすることに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

#### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第93号の編入につきましては、「編入のための計画変更については適当である。」との意見に決しました。

10番 ○○○○委員の除斥を解き、出席を求めます。

—10番出席—

#### ○議長

次に、議案第93号2番について、審議します。

事務局の説明を求めます。

#### □次長

それでは除外について説明いたします。

17 ページにお戻りください。

中ほどに農用区域からの除外の判断基準を掲載しております。

「市町村農業振興地域整備計画の管理要領」の農用地利用計画の変更判断基準に基づき、農用区域内の土地を農用区域から除外する変更の可否の判断に当たっては、

①農用地等以外にすることが必要かつ適当で、農用区域以外に代替すべき土地をもつてかえることが困難と認められること。

②農用地の集団化、農作業の効率化その土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

③効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

④土地改良の機能に支障を及ぼすおそれがないと認められること。

⑤土地改良事業等が、完了後8年を経過しているものであること。

以上5つの要件に留意することとなっています。

続いて議案の説明をいたします。

25 ページをお開きください。

2番 申出人は、議案書記載のとおりです。

土地の所在地:五島市吉久木町 畑1筆 2,535 m<sup>2</sup>のうち、491 m<sup>2</sup>

除外の目的:農家住宅用地

施設の概要:居宅1棟 木造瓦葺平屋建

除外の理由は、「申出人は現在、岐宿町(祖母の家)に居住しているが、営農耕作や牛の世話に便利が良い経営農地に隣接する場所に農家住宅を建築し、生活拠点を移して営農を一層充実させたい。」とのことです。

以上です。

#### ○議長

次に本案に対する福江地区協議会の報告を求めます。

#### □福江地区協議会会長

(登壇)

福江地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第93号五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての2番について、当協議会は去る3月16日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。

以上で福江地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

#### ○議長

福江地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

#### ○議長

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第93号の2番に対する福江地区協議会の報告は、「やむを得ない。」であります。

報告のとおり、「やむを得ない。」とすることに賛成の方は挙手願います。

#### ○議長

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第93号の2番は、「やむを得ない。」と決しました。

#### ○議長

次に、議案第93号3番を審議します。

事務局の説明を求めます。

#### □次長

26 ページをご覧ください。

3番 申出人、譲渡人、譲受人は、議案書記載のとおりです。

土地の所在地:三井楽町柏 畑 2 筆 1,563 m<sup>2</sup>

除外の目的:太陽光発電設備建設用地

施設の概要:太陽光パネル設置

パネル 268 枚

建設面積 538.4 m<sup>2</sup>

パワーコンディショナー10 台

除外の理由:「譲受人は現在、再生可能エネルギーによる発電事業、電力販売を主として営業している。今後の会社の規模拡大のために、今回新たに太陽光発電所用地を購入し、売電をしていくために当該農地を転用したい。隣接地 1071 番(原野 1,980 m<sup>2</sup>)の一部 602 m<sup>2</sup>を事業併用地として使用していく。おなじく 1071 番の一部 904

㎡は農用地からの除外が済んでいる。」とのことです。  
以上です。

**○議長**

次に本案に対する三井楽地区協議会の報告を求めます。

**□三井楽地区協議会会長**

(登壇)

三井楽地区協議会の予備審議結果報告をいたします。

ただいま議題となりました、議案第93号、五島農業振興地域整備計画変更に係る意見についての3番について、当協議会は去る3月17日、現地調査を行いましたので、その結果をご報告いたします。

農用地区域の除外のための当該計画変更は、「やむを得ない。」との意見にすべきものと決しました。

以上で三井楽地区協議会の報告を終わります。

(降壇)

**○議長**

三井楽地区協議会の報告に対し質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

**○議長**

挙手がないようですので、質疑を終わります。

議案第93号の3番に対する三井楽地区協議会の報告は、「やむを得ない。」であります。

報告のとおり、「やむを得ない。」とすることに賛成の方は挙手願います。

**○議長**

出席委員の過半数に達しています。

よって、議案第93号の3番は、「やむを得ない。」と決しました。

**○議長**

次に、議案第94号「農用地利用集積計画の取消について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

**□事務局**

議案第94号 農用地利用集積計画の取消について説明させていただきます。27ページをご覧ください。

本案件につきましては、2月の第11回総会において可決いただきました基盤強化促進法による所有権移転の案件を掲載しております。

11番 申請地：畑1筆 3,636㎡

取消の理由としましては、農業委員会が管理しているシステムと登記簿の面積に齟齬があり、法務局への登記申請ができないためです。

正しい面積は 3,374 m<sup>2</sup>となっております。

なお、渡人、受人にはこのことを説明し、正しい面積での申請書を提出して頂いたため、議案第95号にて再度所有権移転の議案を掲載しております。

以上です。

#### ○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

#### ○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第94号については取り消すことにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

#### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第94号については、原案のとおり取り消すことに決しました。

#### ○議長

次に、議案第95号「農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### □事務局

議案説明の前に利用権の設定等を受ける者の要件等について要約してご説明いたします。

28、29 ページをご覧ください。

農業経営基盤強化促進法における利用権設定等促進事業とは、農地を効率的に利用するため、地域の認定農業者や担い手に対し、農地の貸付け等を行う事業であり、設定等を受ける者は、農用地のすべてを効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること等の要件を満たす必要がございます。なお、利用権の設定等を受ける者が、利用権の設定等を受けた後、耕作に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合であっても、その者が『農用地のすべてを効率的に耕作すること、また『地域の農業者との適切な役割分担の下に農業経営を行うことが見込まれること、更にその者が法人である場合には『業務執行役員のうち 1 人以上の者が耕作の事業に常時従事すること。』との要件を満たせば、解除条件付きの貸借ではありますが、農地を利用する権利を取得することができるようになっております。

それでは、議案についてご説明いたします。30 ページをご覧ください。

1 番 1	申請地	畑 1 筆	2,300 m <sup>2</sup>
1 番 2	申請地	畑 1 筆	1,403 m <sup>2</sup>
1 番 3	申請地	畑 2 筆	5,417 m <sup>2</sup>
1 番 4	申請地	畑 2 筆	4,594 m <sup>2</sup>
1 番 5	申請地	畑 1 筆	2,975 m <sup>2</sup>
1 番 6	申請地	畑 2 筆	4,287 m <sup>2</sup>
1 番 7	申請地	畑 1 筆	1,578 m <sup>2</sup>
1 番 8	申請地	畑 1 筆	1,862 m <sup>2</sup>
1 番 9	申請地	畑 2 筆	4,832 m <sup>2</sup>

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

1 番 10	申請地	畑 1 筆	2,090 m <sup>2</sup>
1 番 11	申請地	畑 2 筆	5,189 m <sup>2</sup>
1 番 12	申請地	畑 1 筆	2,998 m <sup>2</sup>
1 番 13	申請地	畑 1 筆	2,702 m <sup>2</sup>

以上、1 番 1 から 1 番 13 については、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

2 番 1	申請地	畑 1 筆	1,960 m <sup>2</sup>
2 番 2	申請地	畑 1 筆	5,024 m <sup>2</sup>
2 番 3	申請地	畑 1 筆	2,083 m <sup>2</sup>

以上、2 番 1 から 2 番 3 については、更新で、契約内容は、2 番 3 が使用貸借権、他は賃貸借権となっております。

3 番	申請地	畑 1 筆	6,023 m <sup>2</sup>
-----	-----	-------	----------------------

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

4 番 1	申請地	畑 2 筆	8,928 m <sup>2</sup>
4 番 2	申請地	畑 1 筆	3,827 m <sup>2</sup>
4 番 3	申請地	畑 3 筆	9,320 m <sup>2</sup>
4 番 4	申請地	畑 3 筆	9,151 m <sup>2</sup>
4 番 5	申請地	畑 4 筆	15,467 m <sup>2</sup>

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

4 番 6	申請地	畑 1 筆	4,734 m <sup>2</sup>
4 番 7	申請地	畑 3 筆	9,782 m <sup>2</sup>
4 番 8	申請地	畑 1 筆	6,658 m <sup>2</sup>
4 番 9	申請地	畑 3 筆	14,410 m <sup>2</sup>
4 番 10	申請地	畑 1 筆	7,263 m <sup>2</sup>
4 番 11	申請地	畑 1 筆	5,266 m <sup>2</sup>
4 番 12	申請地	畑 1 筆	4,809 m <sup>2</sup>

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

4 番 13	申請地	畑 1 筆	6,927 m <sup>2</sup>
--------	-----	-------	----------------------

こちらは共有持ち分の全員の同意となっております

以上、4 番 1 から 4 番 13 については、新規で、契約内容は 4 番 4、4 番 7 が使用貸借権で、ほかは賃貸借権となっております。

5 番 1	申請地	田 1 筆	939 m <sup>2</sup>
5 番 2	申請地	田 1 筆	1,007 m <sup>2</sup>

以上、5 番 1、5 番 2 については、新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

6 番	申請地	田 6 筆	10,394 m <sup>2</sup>
-----	-----	-------	-----------------------

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

7 番 1	申請地	田 2 筆	1,594 m <sup>2</sup>
-------	-----	-------	----------------------

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

7 番 2	申請地	田 1 筆	998 m <sup>2</sup>
-------	-----	-------	--------------------

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

以上、7 番 1、7 番 2 については、更新で、契約内容は賃貸借権となっております。

8番1 申請地 田14筆 19,656㎡

8番2 申請地 田1筆 1,657㎡

8番3 申請地 田3筆 8,076㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

8番4 申請地 田1筆 2,118㎡

こちらは共有持ち分の過半の同意となっております

以上、8番1から8番4については、新規で、契約内容は、8番2、8番4が賃貸借権、8番1、8番3が使用貸借権となっております。

9番 申請地 田2筆 4,028㎡

新規で、契約内容は賃貸借権となっております。

続きまして所有権移転についてご説明いたします。

10番 申請地 田2筆 4,748㎡

売買で、対価は2筆合計1,600,000円となっております。

11番 申請地 畑1筆 3,374㎡

売買で、対価は400,000円となっております。

12番 申請地 畑1筆 1,656㎡

売買で、対価は160,000円となっております。

13番1 申請地 田2筆 976㎡

売買で、対価は2筆合計100,000円となっております。

13番2 申請地 田2筆、畑1筆 9,701㎡

売買で、対価は3筆合計300,000円となっております。

以上、申請番号1番1～13番2につきましては、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

#### ○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

#### ○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第95号、貸借権設定の1番1から9番、所有権移転の10番から113番2は原案どおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

#### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第95号の1番1外38件は、原案のとおり可決されました。

## ○議長

次に、議案第96号「農用地利用集積計画（農地中間管理事業）の決定について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

## □事務局

参照条文につきましては、議案第95号で説明したとおりでございますので省略いたします。

1番1	申請地	田1筆	889 m <sup>2</sup>
1番2	申請地	畑1筆	3,086 m <sup>2</sup>
1番3	申請地	畑1筆	3,739 m <sup>2</sup>
1番4	申請地	畑1筆	3,915 m <sup>2</sup>
1番5	申請地	畑1筆	1,790 m <sup>2</sup>
1番6	申請地	畑1筆	1,885 m <sup>2</sup>
1番7	申請地	畑6筆	6,621 m <sup>2</sup>
1番8	申請地	畑1筆	1,767 m <sup>2</sup>
1番9	申請地	畑1筆	1,952 m <sup>2</sup>
1番10	申請地	畑1筆	1,882 m <sup>2</sup>
1番11	申請地	畑1筆	3,499 m <sup>2</sup>
1番12	申請地	畑1筆	4,247 m <sup>2</sup>
1番13	申請地	畑1筆	1,484 m <sup>2</sup>
1番14	申請地	畑1筆	1,660 m <sup>2</sup>
1番15	申請地	畑2筆	1,337 m <sup>2</sup>
1番16	申請地	畑1筆	2,012 m <sup>2</sup>
1番17	申請地	畑1筆	962 m <sup>2</sup>
1番18	申請地	畑1筆	723 m <sup>2</sup>

以上、1番1から1番18の契約内容は、賃貸借権となっております。

1番各号につきましては農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想第4の1の(1)の①の各要件を満たしていると考えます。

以上です。

## ○議長

質疑を行います。質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

## ○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第96号、貸借権設定の1番1から1番18は、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

## ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第96号の1番1外17件については、すべて原案のとおり可決されました。

## ○議長

次に、議案第97号「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

## □事務局

それでは、農用地利用配分計画について要約してご説明いたします。54 ページをご覧ください。

農地中間管理事業の推進に関する法律において、農地中間管理機構は、農地中間管理権を有する農用地等について、利用権の設定又は移転を行おうとするときは、農用地利用計画を定め、都道府県知事の認可を受けなければならないとなっております。

また、農地中間管理機構は、市町村に対し計画案を作成し、機構への提出を求めることができますとなっております。さらに、市町村は計画案の作成にあたり農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回議案としておりますのは、先程可決いただきました議案第96号1番各号の利用権設定に係る配分計画であります。

それでは議案についてご説明いたします。55 ページをご覧ください。

1 番            申請地    田 1 筆       889 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は賃貸借権となっております

2 番 1        申請地       畑 1 筆      3,086 m<sup>2</sup>  
2 番 2        申請地       畑 1 筆      1,885 m<sup>2</sup>

以上、2 番 1、2 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

3 番           申請地       畑 1 筆      3,739 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

4 番           申請地       畑 1 筆      3,915 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

5 番           申請地       畑 1 筆      1,790 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

6 番           申請地       畑 6 筆      6,621 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

7 番           申請地       畑 1 筆      1,767 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

8 番           申請地       畑 1 筆      1,952 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

9 番           申請地       畑 1 筆      1,882 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

10 番          申請地       畑 1 筆      3,499 m<sup>2</sup>  
                 契約内容は、賃貸借権となっております

11 番 1       申請地       畑 1 筆      4,247 m<sup>2</sup>

11 番 2       申請地       畑 1 筆      723 m<sup>2</sup>

以上、11 番 1、11 番 2 の契約内容は、賃貸借権となっております

12番 申請地 畑1筆 1,660㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

13番 申請地 畑1筆 1,484㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

14番 申請地 畑2筆 1,337㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

15番 申請地 畑1筆 2,012㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

16番 申請地 畑1筆 962㎡

契約内容は、賃貸借権となっております

以上、1番から16番までの配分計画案につきましては、適当であると考えます。

以上です。

### ○議長

質疑を行います。

質疑がある方は、挙手願います。

—質疑応答—

### ○議長

挙手がないようですので、質疑を終わり、採決いたします。

議案第97号、貸借権設定の1番から16番については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

—「異議なし」の発言あり—

### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第97号の1番外17件は、すべて原案のとおり可決されました。

### ○議長

次に、議案第98号 令和4年度農業委員会年間活動計画について、を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

### □事務局長

それでは、令和4年度の年間活動計画について説明させていただきます。資料は65ページから67ページまでとなります。

まず、65ページの「1重点活動方針(目標)」については、今年度と同じで変更はしておりません。(文面の読上げ)

次に「2事務(事業)月別活動計画」について、表の2行目の随時のところから説明します。まず随時の左から2列目の一番上にある運営委員会(農業委員会の運営委員会)は3回程度の開催を予定しております。2行下の遊休農地の現地確認及び非農地通知処理は令和4年度は会計年度任用職員を1名増員して農業委員・推進委員の職権による非農地処理を進めることとしております。

次に、4月は転用等現地調査、地区協議会が18日、下の行の市農業委員会総会が26日の開催予定です。

次の5月は、地区協議会が17日、総会が26日の開催と、その下の「農業委員会事務の実施状

況等について決定、公表」を予定しております。その他に、右に2列移動して「あっせん譲受等候補者名簿の見直し」と、更に右に2列移動して「田畑売買価格等調査」を予定しております。

次の6月は、地区協議会が16日、総会が27日の開催予定です。

次の7月は、地区協議会が19日、総会が26日の開催と、その下の「農地利用状況調査(農地パトロール)」を7月と下の8月に実施する予定としております。それと7月には、左から5列目にある「農業者年金加入推進特別部長研修会」も予定しております。

次の8月は、地区協議会が17日、総会が26日の開催で、右に3列移動して下の行にある「加入促進戸別訪問(農業者年金の加入促進のための戸別訪問)」を、8月、9月、10月で予定しております。それと、8月はその右の列にある「全国農業新聞普及推進」を8月、9月、1月、2月で予定しております。更に8月は、左から6列目の2つ目にある「農業者等との意見交換会」を予定しており、その結果を受けて、下の9月の2つ目にある「五島市長への意見書提出」を行う予定にしております。

次に9月は、地区協議会が16日、総会が26日の開催で、一番右の列にある「農業委員、推進委員研修会」も計画しております。

次の10月は、地区協議会が18日、総会が26日の開催予定です。

次の11月は、地区協議会が16日、総会が25日の開催で、その下の「農地利用意向調査」(農地パトロールで荒廃農地と判定された農地の所有者に対しての郵送による調査)を予定しています。

次の12月は、地区協議会が16日、総会が26日の開催予定です。

次の1月は、地区協議会が17日、総会が26日の開催予定です。

次の2月は、地区協議会が16日、総会が27日の開催予定で、その他では、右に4列移動して一番上の「賃借料情報提供」も行う予定です。

次の3月は、地区協議会が16日、総会が27日の開催予定で、その他では、右に4列移動して一番上の「下限面積(別段面積)見直し検討」とその下の「標準農作業受委託料金の改定」も行う予定にしております。

以上ですが、これはあくまでも現段階での計画ですので、日程が変更になることがあることをご了解願いたいと思います。

これで説明を終わらせていただきます。

## ○議長

質疑を行います。

質疑はございませんか。

## □○○○○委員

随時のところで、遊休農地の現地確認及び非農地通知処理というところで、一人増員するっていう話が今あったですね。もう少し詳しく説明していただけませんか。

## □次長

非農地処理についてはですね、全体で2,000ヘクタールほど任意判定農地がありまして、それを一応本来年度内に非農地にしなければならないことになっておりまして、それを目標としては5年で全部片つけるということで年間500ヘクタールずつ解消、非農地化していくというのが目標になってるんですけど、それが一向に達成されていないので、ここにきて人間を増員してですね、この前赤島をやったように、たとえば黄島とかですね、字全体が非農地になってるようなところを重点的に職員を入れて非農地化の手続きを取って非農地通知をしたいと思っております。

それ以外についてもですね、非農地のこの場所がですねはっきり分かってるような国土調査が

終わったところなんかは先に進めていけるのかなと思ってんですけど、福江の方については国土調査が終わってないので、やはり1件1件人間に確認しないとですね、非農地ができないのでそちらの方は時間がかかるのかなと思ってますけど、場所が特定できる所を先に、個人からの意見でするんじゃなくて農業委員会から率先して非農地化できるようにですね人間を入れて事務処理をしていきたいと思っています。

以上です。

#### □事務局長

これについてはですね、農業委員さんと推進委員さんが3名以上現地確認をする必要がありますのでみなさまのご協力をお願いいたします。

#### □〇〇〇〇委員

手続き的には今までと変わらないってことですよ。  
どんどん進めるってことですよ。

#### ○議長

4月からくるようになってます。  
ほかにありませんか。

#### ○議長

質疑を終わり、採決いたします。  
議案第98号 令和4年度農業委員会年間活動計画については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という者あり—

#### ○議長

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第98号は、原案のとおり可決されました。

#### ○議長

次に、議案第99号令和4年度標準農作業受委託料金の改定(案)についてを議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

#### □次長

議案第99号につきましては、印刷内容に誤りがありましたので、本日訂正したものをお配りさせていただきます。訂正し、お詫びいたします。申し訳ありませんでした。

説明に入ります。

本日お配りした「議案第99号 令和4年度標準農作業受委託料金の改正について」をご覧ください。

このことにつきましては、法令に基づき定めるものではなく、農業委員会が地域の農業者のために目安として設定するものです。各地域で農作業の受託を営んでいる個人や受託組織の受託料金を基に五島市管内の目安として示しております。よって、実際の受委託料金を規定するものではありませんので請負の際は、地域の実態や農作業事情等を勘案して相互間で料金設定をしていただくよう、委託を希望する農家の方々へご指導いただければと思います。

内容であります。市内の受託組織に確認したところ、各項目において前年度とあまり変動がありませんでした。ただし、懸念材料として、燃料代の高騰がありまして、今後、状況によって引き上げの可能性があるとの回答があったところもありました。

以上の調査を基に令和4年度の標準作業受託料金(案)については、軽作業を 6500 円から 6750 円に増額し、それ以外は令和 3 年度と同額としております。  
説明は以上です。

**○議長**

これにつきましてはですね、先ほど(午後)1 時から運営委員会を開きまして、運営委員会で承認をいただいております。

**○議長**

質疑を行います。  
—質疑応答—

**○議長**

質疑はございませんか。  
—「なし」という者あり—

**○議長**

質疑を終わり、採決いたします。  
議案第99号 令和4年度標準農作業受委託料金の改定については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。  
—「異議なし」という者あり—

**○議長**

ご異議なしと認めます。  
よって、議案第99号は、原案のとおり可決されました。

**○議長**

次に、議案第100号「農地法第52条の規定による賃借料情報の提供の取消について」を議題といたします。なお、本案は、議案第101号「農地法第52条の規定による賃借料情報の提供について」とも関連がありますので、同時に審議いたします。  
事務局の説明を求めます。

**□次長**

議案第100号、農地法第52条の規定による賃借料情報の提供の取り消しについてご説明いたします。

農業委員会は農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に資するほか、その所掌事務を的確に行うため、農地の保有及び利用の状況、借賃等の動向その他の農地に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとする。となっております。

この表は、令和3年1月から12月までに締結された、農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により利用権設定した全データから抽出したもので、承認いただければ後日、市のホームページ及び窓口で公表する予定で、先月の総会におきまして、69ページ記載のとおり承認をいただいておりますが、総会終了後、今里委員からの指摘を受けまして、内容を確認しましたとこ

ろ、議案印刷の際、原稿を間違えて掲載していたことが判明しましたので、本案により取り消しを行い、議案第 101 号により新たに農地法第 52 条の規定による賃借料情報の提供をおこなうものです。

ご迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

説明は、以上です。

#### ○議長

これについては、先月の委員会が終わった後にですね、おかしいんじゃないかと指摘を受けて、確認したところ集計ミスが見つかったということで取り消しをして今月また上げたということです。

上の段の岐宿のところの最高額と平均額、最高額が 8,700 円で平均額が 10,000 円となっているんです。これはどう見てもおかしい。筆数も違っているということで、変更した分で平均額は岐宿の分の基盤整備分で 10,545 円のところが最高額が 29,000 円になってます。

#### □次長

すみませんこれはですね、データを作る際に前のをコピーして数字を入れ替えてたんですけども、その保存がうまくいってなくて前のが混ざった中途半端な訂正の状態です印刷してしまったものですから、数字が違ってました。誠に申し訳ございませんでした

#### ○議長

質疑を行います。

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

#### ○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第 100 号及び 101 号は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

#### ○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 100 号及び 101 号は、原案のとおり可決されました。

#### ○議長

次に、議案第 102 号「五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

#### □次長

71 ページをお開きください。

「議案第 102 号五島市農地移動適正化あっせん事業実施要領の一部改正について」を説明いたします。

本案は、令和 4 年 1 月 24 日付けで「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が改正され、その中で五島市における主要な営農類型の見直しがなされたため、それに合わせて経営の目標である、別表 2 の内容の見直しを図るものであります。

現在、原案を総務課において審査していただいております。決裁が下り次第、農業委員会において告示する予定となっております。

以上です。

○議長

この件については、先ほどの運営委員会の中でも議論させていただきました。

○議長

質疑を行います。

質疑はございませんか。

—「なし」という者あり—

○議長

質疑を終わり、採決いたします。

議案第102号は、原案のとおり可決とすることにご異議ございませんか。

—「異議なし」という者あり—

○議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第102号は、原案のとおり可決されました。

○議長

議題は以上で終了いたしました。

○議長

次に報告・協議事項に入ります。

始めに、ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班の報告を行います。

(各班とも報告終了)

□事務局 会議等報告・予定他について

(1) ながさき農業委員会1・1・1運動の各対策班報告について

(2) 会議等報告・予定について

(3) 下限面積(別段面積)の見直しについて

(4) その他

○議長

以上で本日の日程は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、令和3年度第12回五島市農業委員会総会を閉会いたします。

＝午後 4 時 00 分 閉会＝